

新年のご挨拶

昨年はコロナに悩まされた1年でありました。皆様はいかがお過ごしでしたでしょうか。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、さくら通信は本号で193号となりました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年元旦

孝志洋平が(1月1日)所長になります！！

43歳。公認会計士・税理士。私の娘婿です。(身内最良かもしれませんが)人柄・能力共に評価できると思っています。ご支援をお願いします。

竹内洋一は所長を退任します。しかし、「生涯一会計士」として今後も仕事を続けます。共に代表社員である大寺健司と孝志所長を支えます。引き続きよろしくお願い致します。



(竹内)

令和3年度税制改正大綱

新聞報道等にあるとおり、令和2年12月10日付けで、令和3年度与党税制改正大綱が公表されましたので、主な改正事項をまとめてみました。

<個人所得税関係>

① 住宅ローン減税についての特例措置

令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住した場合は控除期間を3年延長する等の特例措置を適用する。

② 同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払いを受けるものを、総合課税の対象とする。

③ セルフメディケーション税制については、範囲の見直しをした上で、適用期限を5年延長する。

④ 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業等により、認可外保育施設等に費用に充てるために給付される金品には所得税を課さない。

⑤ 勤続年数が5年以下である者が受ける短期退職手当等については、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の2分の1計算を適用しない。

<資産課税>

① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

令和3年4月1日から12月31日までの間の住宅用家屋の新築等にかかる資金贈与の非課税限度額を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げるなど。

② 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の2年延長等

③ 土地に係る固定資産税の負担調整措置

一定の宅地・農地等の令和3年度の課税標準額については、令和2年度の課税標準額と同額とする。



<法人税関係>

① デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

認定された事業適応計画に沿ったソフトウェアを取得等した場合、取得価額の30%の特別償却と最大5%の税額控除を選択適用できる。

② 研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度、高水準型研究開発税制、中小企業技術基盤強化税制等について、税額控除率の上乗せ、適用期限の延長等が図られる。

③ 給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において、新規雇用者給与等支給額の増加率が2%以上の場合には、新規雇用者給与等支給額の最大20%の税額控除を認める。

④ 大企業の繰越欠損の控除制限について、認定を受けた事業適応計画を実施する事業年度における欠損金については、控除上限を拡充する。

⑤ 株式対価M&A促進税制の創設

M&A等による株式交付により生じた株式譲渡損益の計上を繰り延べることとする。

⑥ カーボンニュートラル投資促進税制

認定された中長期環境適応計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備を取得等した場合には、その取得価額の50%の特別償却と最大5%の税額控除との選択適用を認める。

本大綱は、今年3月の通常国会にて法案として成立することが予想されます。

2月には当事務所主催の改正法セミナーを予定しておりますので、ぜひご参加ください。

(大寺)

令和3年 新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。



令和3年の厚労省関連の主な改正エトセトラ（予定含む）

(1) R3/4/1～中小企業の同一労働同一賃金

①同一企業内の正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差の解消（基本給や賞与等あらゆる待遇）

②非正規社員から求めがあった場合、事業主は待遇差の内容・理由の説明が義務付けられる【あくまでも、正と非正規との比較】

(2) R3/1/1～育児・介護休業法改正（子の看護休暇、介護休暇の時間単位取得が可能）

(3) パワハラ防止対策の法制化（R2/6/1～（中小企業は R4/3/31 まで努力義務））

(4) R3/4/1～70歳までの就業機会の確保（努力義務）

※現行 ①60歳未満の定年禁止 ②65歳までの雇用確保措置（義務）

(5) R3/3/1～障害者の法定雇用率（民間）2.3%（43.5人以上）

※現行 2.2%（45.5人以上）

(6) R3/4/1～押印廃止 役所へ提出する書類の押印は、ほとんど廃止の方向

※労基法関係 36 協定届・1 年単位変形労働制協定届出等

(7) 雇用調整助成金の特例措置…R3/2月末まで延長 3月以降は、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数、失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、特例措置等は段階的に縮減を行っていく予定とのこと

去年は新型コロナウイルスの影響で、不便で我慢の日常でした。今年はコロナも収束し、皆様方の事業所及びご家庭が自由に活動できる正常な状態に戻ることをお祈り致します。
(竹内政代)

1月の社会保険労務

2月1日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月～12月分>（労働基準監督署）
健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
労働保険料の納付<延納第3期分>（郵便局または銀行）
有期事業概算保険料延納額<12～3月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届



1月の税務

■本年最初の給与支払日の前日

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者（所轄税務署長）

■1月12日

- 2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

■2月1日

- 3 支払調書の提出
- 4 源泉徴収票の交付
交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- 5 固定資産税の償却資産に関する申告
- 6 11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業税）・法人住民税>
- 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 9 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
 - 10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 - 11 消費税の年税額が4800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）<消費税・地方消費税>
 - 12 給与支払報告書の提出
（1）提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
（2）提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- 1月中において市町村の条例で定める日
- 13 個人の道府県民及び市町村民税の納付（第4期分）

医療係

□ 新型コロナウイルス感染症関連 医療費控除 □

問 新型コロナウイルス感染症を予防するために、マスクを購入しましたが、この購入費用は、確定申告において医療費控除の対象となりますか。

答 病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用は医療費控除の対象となりません。

問 新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けましたが、この検査費用は確定申告において医療費控除の対象となりますか。

答 【医師等の判断によりPCR検査を受けた場合】

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けたPCR検査の検査費用は、医療費控除の対象となります。

ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象とはなりません。

【上記以外の場合（自己の判断によりPCR検査を受けた場合）】

単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は、医療費控除の対象となりません。

ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります（所得税基本通達 73-4 参照）。

（後藤）

会計制度

□ 時価の算定に関する会計基準④ 時価の算定方法2 評価技法 □

時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる「評価技法」を用います。評価技法の例としては以下の通りです。

評価技法		例示
マーケット・アプローチ	同一又は類似の資産又は負債に関する市場取引による価格等のインプットを用いる評価技法	➤ 市場における取引価格 ➤ 市場倍率法(市場マルチプル) ➤ マトリックス・プライシング
インカム・アプローチ	利益やキャッシュフロー等の将来の金額に関する現在の市場の期待を割引現在価値で示す評価技法	➤ ディスカウント・キャッシュ・フロー法 ➤ オプション価格モデル
コスト・アプローチ	資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法	➤ 修正純資産方式

評価技法は、每期継続して適用し、評価技法を変更する場合には、会計上の見積りの変更として処理する必要があります。(孝志書)

リスマネ委員会

□ コロナ関連 □

感染してからでは遅い！！
感染する前に検討を…



○検査、入院費はいくらかかるの？

感染症法に基づき『行政検査』にあてはまる場合、検査費は全額公費負担となり無料で受けられる。該当するのは、自治体が検査を委託する医療機関か、保健所で検査が必要と判断された人、濃厚接触者と認定された人等。PCR検査で陽性と判定された場合、新型コロナウイルスは指定感染症にあたる。入院費用に関しても公費負担になる。

○給付金制度は何かあるの？

傷病手当金

会社員の方々(被用者保険に加入の方々)は、傷病手当金を利用できる。傷病手当金とは、病気やけがで3日間連続して仕事を休んだ場合、4日目から最長で1年6ヶ月間、過去1年の標準報酬月額を平均額を30で割った金額の3分の2が1日あたりの手当金として支給される。これで十分月々の生活費が足りない場合、下記生命保険等で補填。

○入院時、治療中の生活費減少の補填としては？

生命保険の入院給付金等

多くの生命保険会社では、新型コロナウイルスの治療のための入院は入院給付金の対象にしている。感染者が増えて医療機関の病床が逼迫し、入院できない人が治療のために指定されるホテルや自宅での療養をする場合にも入院給付金の対象になるケースはある。

○自営業者は保険の見直しをする機会

新型コロナウイルスに感染しても会社員の方々(被用者保険に加入の方々)は手当があるが、傷病手当金も出ない国民健康保険に加入している自営業者は、生活の保障を考えておく必要がある。

○新型コロナウイルス感染後、保険に入れるの？

新型コロナウイルスに感染した場合、以後の新規保険に入れるのか？ 保険会社によって対応が違っているが 告知内容を確認して個別に対応していく方向。実際の治療を受けたことを告知すると、まだ解明されていない感染症の為、通常加入は難しい。加入できたとしても割り増しや、引き受け緩和型になるでしょう。

(注)加入の際は、各保険会社へ上記保障内容をお尋ね下さい。

(さくらビジネス)

資産税係

□ 令和3年度税制改正大綱 ー住宅ローン減税改正ー □

住宅ローン減税が通常より3年長く適用される特例措置について、入居期限が2022年の12月末まで延長されます。この特例措置を適用するには、注文住宅は2021年9月、分譲住宅は2021年11月までに契約する必要があります。

また、住宅ローン減税が適用される物件の対象が拡大され、現在の床面積の50平方メートル以上から40平方メートル以上になります。ただし、新たに対象となる40平方メートル以上50平方メートル未満の物件については所得制限が厳しくなり、所得3,000万円以下から所得1,000万円以下に引き下げられます。

控除額について、年末時点のローン残高の1%を所得税から差し引く現在の仕組みでは、低金利が続く中、1%を下回る金利でローンを組めば利息よりも多くの控除が受けられるため、年末時点のローン残高の1%かその年に支払った利息の総額の少ない方とすることが検討されていましたが、こちらについては今回の改正では見送られました。(2022年度に見直す予定です。)

住宅ローン減税の改正	
通常より3年長く適用される特例措置	2022年12月末まで延長
対象物件の床面積	50㎡以上⇒40㎡以上に
世帯合計所得による制限	新対象の40㎡以上50㎡未満は 3,000万円以下⇒1,000万円以下に



3月の国会にて正式に成立する予定です。

(坂田)

事業用家屋・償却資産にかかる固定資産税減免手続きについて

さくら通信 2020 年 8 月号でもご紹介しましたが、令和 3 年度分の事業用家屋及び設備等の償却資産にかかる固定資産税・事業用家屋にかかる都市計画税については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年 2 月から同年 10 月までの任意の連続する 3 か月の売上高が、前年同期比で 50% 以上減少した場合には全額免除、30% 以上 50% 未満減少した場合には 2 分の 1 が軽減されます。

適用を受けるには、売上や対象となる事業用家屋・償却資産について認定経営革新等支援機関等の確認を得た書類等を各自治体に提出する必要があります。

当初は窓口受付と郵送による方法のみでしたが、感染拡大防止や窓口混雑緩和の観点から、eLTAX による電子申請手続きが可能となっております。また、eLTAX の利用届出等が済んでいれば、一度の電子申請で複数自治体に一括提出できます。

申告期限は令和 3 年 2 月 1 日までとなっております。

当事務所においても代理申告が可能ですので、ぜひご相談ください。

(大寺)



本年も、皆様のご希望に 1 歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたいと思います。
さて、2021 年 1 月号ということで、毎年恒例の「**今年の目標**」を掲載しました。ぜひ、ご覧ください。(上田)

何事も継続する(C.U)

心願成就!!(E.O)

1 日 3000 歩(HT)

4 バットしない(たかし)

今年こそ 108 切り！(たかし早)

節酒！(N)

運動する(W)

基礎体力をつける(H・H)

有言実行！(T)

80 台を 3 回出す！(あ)

参戦率 70% 以上(きしがみ)

健康的な食事を心がける(H.O)

4 人目の孫を待つ(ふなっしー)

愛車をカスタムする(KO)

野球のスコアが書けるようになる(M.S)

ムーブボール 100 回達成

90 台前半をめざす！(I)

(HP ブログ 12/22UP 参照) (ごっち)

運動する(K)

体調管理を心掛ける(M)

自分の時間を楽しめる事を見つける(S.Y)

趣味を満喫する(S.O)

基礎体温を上げる(TH)

ダイエット頑張る！(T.M)

1 年 1 年頑張る(KH)

今年こそ規則正しい生活(O.Y)

時間を有効に使う(h)

J1 残留(ばんばん)

間食をやめる(Y)

標準体重 -3 kg を目指す(MY)

腹筋をわる！(H)

一日水 1.5 リットル(ドカベン)の妹

カルシウムを多く摂る(こんぴー)

体脂肪率マイナス 5%(M)

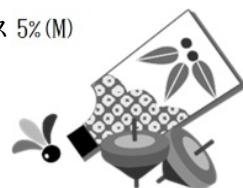
試験に合格する(M.O)

転ばぬように(NT)

料理のレパートリーを増やす(Y.K)

ウォーキングを始める(CK)

クルマのリフレッシュ(K)



年末年始休暇のご案内

12月29日(火)から1月3日(日)まで 年末年始休暇とさせていただきます。

何かとご不便をおかけする事と存じますが、ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町 2 番 5 号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181